

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例（平成25年1月9日京都市条例第34号）  
（行財政局総務部総務課）

地方自治法の一部改正により，本会議に出頭した参考人及び本会議において開催された公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならないとされたこと等に伴い，京都市実費弁償条例の一部を改正することとしました。

主な内容は，以下のとおりです。

- 1 本会議に出頭した参考人及び本会議において開催された公聴会に参加した者を，実費弁償の支給対象とするとともに，その他必要な規定の整備を行いました。
- 2 施行期日については，実費弁償の支給対象者の追加等については，交付の日から，それ以外の規定整備については，政令を受け，市規則で定める日とします。

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年1月9日

京都市長 門川大作

京都市条例第34号

京都市実費弁償条例の一部を改正する条例

第1条 京都市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「及び第110条第5項」を「第110条第5項及び第115条の2第2項」に改め、同条第5号中「及び第110条第5項」を「第110条第5項及び第115条の2第1項」に改める。

第2条 京都市実費弁償条例の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項」を「第109条第5項」に改め、同条第5号中「第109条の2第5項、第110条第5項」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

(行財政局総務部総務課)